（様式第41号）

○○○地域里山利用協定書

（目的）

1. この協定は、長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく「里山整備利用地域」において、森林所有者、里山の整備又は利用を行おうとする者（以下「整備利用者」という。）及び当該地域を所管する地域振興局長（以下「局長」という。）との間において、里山の整備又は多面的な利用を図ることよって、その保全を図ることを目的とする。

（有効期間）

1. この協定の有効期間は、締結を行った日から10年間とする。ただし、協定の有効期間中に、本協定に基づき、みんなで支える里山整備事業を実施した場合は、事業の実施年度の翌年度から起算して10年間を有効期間とする。

（区域及び面積）

1. この協定の対象となる森林については、以下のとおりとし、整備又は利用（上層木を除く立木の伐採、伐採木の利用及び林産物の採取を含む。以下同じ。）は整備利用者が実施する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 森林の所在地 | 面　積 | 整備又は利用の内容 |
|  |  |  |

（森林所有者の責任）

1. 森林所有者は、整備利用者が行う活動に関し、協定の目的が達成できるよう協力するものとする。

（整備利用者の責任）

1. 整備利用者は、第３条に定める森林で行う活動に関して、次に掲げる事項を遵守する。
   1. 善良な管理に努めることとする。
   2. 上層木の伐採、土地の形質変更及び施設の設置を行う場合は、森林所有者の承諾を得ることとする。
   3. 整備利用者の活動によって発生する費用又は収益の取扱いについては、森林所有者と整備利用者が協議によって決定する。
   4. 整備利用者の活動によって発生した事故、損害の責任は整備利用者に帰属するものとする。ただし、災害その他特別な事由によりやむを得ないと森林所有者が認めた場合はこの限りでない。
   5. 森林所有者が当該森林の利用をする際は、整備利用者はこれを承認する。

（局長の責任）

1. 局長は、第３条に定める森林について、整備又は利用が円滑に実施されるよう努めることとする。

（森林以外への転用の制限）

1. 第３条に定める森林では、協定有効期間内の森林以外への転用は行わないこととする。

（その他）

1. この協定に定めのない事項は、森林所有者、整備利用者及び局長の協議によって決定するものとする。

２　 この協定の変更又は廃止は、森林所有者、整備利用者及び局長の合意によらなければならない。

上記協定の締結に同意します。

年　　月　　日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 森林所有者 | 住　所 |  |  |
|  |  | 氏　名 |  |  |
|  | 整備又は利用者 | 住　所 |  |  |
|  |  | 氏　名 |  |  |
|  | 地域振興局長 | 住　所 |  |  |
|  |  | 氏　名 |  |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（整備利用者が複数の場合は、連名で記載する）